

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場動物譲渡実施要領

第1 趣旨

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場（以下「畜産試験場」という。）の動物の譲渡に関し、「北海道種畜供給事業実施要綱」（平成22年3月31日北海道農政部長通知）及び「北海道種畜供給事業実施要領」（平成22年4月1日畜産試験場長決定）並びに別に定めのある場合を除き、この要領の定めるところによる。

第2 定義

この要領において「動物」とは、畜産試験場の動物のうち、試験研究用等として使用、又は貸付等を行っているもの、及び「北海道種畜供給事業実施要綱」による種畜の譲渡を行うものを除く動物をいう。

第3 譲渡対象者

動物の譲渡を希望する者は、別記第1号様式により譲渡申請を行うものとする。

ただし、譲渡申請を行うことができる者は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）第3条、第4条及び第5条の定めにより競争入札の参加を排除されていない者のうち、第1号に該当し、かつ第2号又は第3号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定するものをいう。以下同じ。)又は、暴力団員が実質的に経営を支配している会社等でない者。
- (2) 北海道内に住所を有する個人、又は北海道内に本店・支店・営業所等を有する法人。
- (3) その他畜産試験場長が特に必要と認められる者。

第4 譲渡計画の作成

畜産試験場長は、毎年、前項の譲渡申請の希望数量を取りまとめて、「北海道種畜供給事業実施要綱」及び「北海道種畜供給事業実施要領」による譲渡計画と一緒に種畜毎の譲渡計画を作成する。

第5 譲渡価格の算出

譲渡価格の算出は、動物毎に諸情勢等を勘案し、畜産試験場長が定めるものとする。

- 2 契約事務取扱規則第11条の予定価格調書の作成は、前項により算出した算出調書をもって予定価格調書とみなすことができる。

第6 譲渡方法

譲渡方法は、第3の譲渡対象者により契約事務取扱規則に定める一般競争入札又は随意契約により行うものとする。

- 2 一般競争入札により実施するときは、契約事務取扱規則第6条及び第7条により公告をするものとする。

なお、一般競争入札の公告文の掲載は、畜産試験場ホームページにより行うものとする。

- 3 畜産試験場長が別に定めるものの場合は、契約事務取扱規則第30条第2号第5号に該当するものとして、見積書の徴収を省略できるものとする。
- 4 譲渡の単位は、1件につき1頭(羽)とする。

ただし、畜産試験場長が必要があると認める場合は、複数頭(羽)を譲渡することができる。

第7 譲渡の決定及び動物の引渡

畜産試験場長は、前項の規程により譲渡を決定したときは、速やかに譲渡決定通知及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構出納管理事務取扱規則及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構出納管理事務取扱要領で定める所定の請求書兼払込依頼書（以下「請求書兼払込依頼書」という。）の発行手続きを行い、金融機関等への振込をさせるものとする。

- 2 譲渡決定通知を受けた者は、請求書兼払込依頼書により譲渡代金を速やかに、金融機関等への振込するとともに、別に定める日及び場所において、動物の引渡を受けるものとする。

附則 この要領は、平成22年4月1日より施行する。

この要領の改正後の要領は平成31年4月1日より施行し、平成31年度における譲渡対象者登録のための譲渡申請者の受付を行うものから適用する。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場動物譲渡実施要領運用方針

1 目的

この運用方針は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場動物譲渡実施要領に基づく、動物の譲渡について必要な事項を定めることを目的とする。

2 譲渡対象者

要領第3の(3)のその他畜産試験場長が特に必要と認められる者とは、次のとおりとする。

- (1) 畜産試験場の研究課題に係る飼育データ等の取得のため譲渡を受ける者。
- (2) 北海道種畜供給事業実施要綱の種畜に準じて取り扱うべき動物の譲渡を受ける者。

3 譲渡の単位

要領第6の4で定める、必要があると認める場合とは、次の場合とする。

- (1) 牛及び馬の譲渡後に肥育データ等の提供を依頼する場合。
- (2) 中小家畜(豚、めん羊、鶏)を譲渡する場合。

4 譲渡先

要領第6の3により契約事務取扱規則第30条第2項第5号に該当するものとして見積書の徴収を省略する場合は次のとおりとする。

- (1) 試験研究における研究用資材又は学校教育における教材として活用するため、学校教育法に規定する学校及び専修学校へ譲渡する場合。
- (2) 畜産試験場の研究課題に係る飼育データ等の取得のため譲渡する場合。
- (3) 当該家畜の普及が北海道の普及奨励事項等になり、普及推進のため、北海道種畜供給事業実施要綱の種畜に準じて北海道知事と協議して設定した価格により売払を行う必要がある場合。

附則 この運用方針は、平成22年4月1日より施行する。

この運用方針の改正後の運用方針は平成31年4月1日より施行し、平成31年度における譲渡対象者登録のための譲渡申請者の受付を行うものから適用する。